

特定非常災害

**特定非常災害による消費税法第12条の4 第1項 第2項 不適用届出書**

令和 年 月 日 税務署長殿	届 出 書	(フリガナ) 納 税 地 (〒 - ) (電話番号 - - )				
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 法 人 番 号	印			
下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けたいので届出します。						
この届出の適用	※ 租税特別措置法第86条の5第5項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第1項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。					
対象課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の	課税売上高		円	
参考事項	高額特定資産の仕入れ等の日 【平成 年 月 日】 【令和 年 月 日】					
下記のとおり、租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けたいので届出します。						
この届出の適用	※ 租税特別措置法第86条の5第6項の規定の適用を受けることにより、消費税法第12条の4第2項の適用を受けないこととなる最初の課税期間を記載します。					
対象課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
上記課税期間の基準期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	左記期間の	課税売上高		円	
参考事項	高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなった場合に該当することとなった日 【令和 年 月 日】					
※ 租税特別措置法第86条の5第5項(又は第6項)の規定の適用を受け、消費税法第12条の4第1項(又は第2項)の規定の適用を受けないこととなった場合には、その課税期間の納税義務の判定については、基準期間の課税売上高又は特定期間(原則として、その課税期間の前年の1月1日(法人の場合は前事業年度開始の日)から6か月間)の課税売上高により判定することとなります。(詳しくは、裏面をご覧ください。)						
被害の概要						
税理士署名押印					印 (電話番号 - - )	
※ 税務署 処理欄	整理番号		部門番号	番号確認		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	
	通信日付印	年 月 日	確認印			

注意 1. 特定非常災害に係る国税通則法第11条の規定の適用を受け申告期限等が延長されている被災事業者は、この届出書の提出を要しません。  
 2. ※印欄は、記載しないでください。